

令和3年8月5日

新潟労働局長
岩瀬信也 殿

新潟地方最低賃金審議会
会長 永井 雅人



新潟県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月6日付け新労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。その上で、当審議会としては、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が懸念される中、支援策の一層の拡充を政府に対し強く要望すべきであることを申し添える。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和元年10月6日発効の新潟県最低賃金（時間額830円）は令和元年度の新潟県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

新潟県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 859円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

新潟県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 新潟県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 830円
- (3) 発 効 日 令和元年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の新潟県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,234円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると新潟県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$830 \text{円（新潟県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 117,856 \text{円}$$

※ 令和3年7月1日第2回目安小委員会での配布資料No.2「生活保護と最低賃金」の別添グラフに示された比率。